

# 令和7年度 若者に対する悪質商法被害防止共同キャンペーン実施要領

- 1 目的 消費者トラブルは年々複雑化・多様化しており、社会経験が浅く、契約や交渉に不慣れな若者はトラブルに遭いやすいことから、被害が後を絶たない。  
成年年齢が引き下げられ、18歳になると保護者の同意がなくても自分の責任で様々な契約ができるため、若者への注意喚起が重要となっている。  
新生活を控える1~3月に、若者を対象としたキャンペーンを実施し、若者の被害を未然に防止する。
- 2 実施期間 令和8年1月~3月
- 3 実施機関 県、県警察本部、県内市町、福井弁護士会、福井県司法書士会
- 4 主な事業内容
- (1) 街頭啓発
    - ・鉄道の駅周辺や自動車学校、ショッピングセンター等で街頭啓発を実施
  - (2) パネル展の開催
    - ・各地の公共施設等で啓発パネルを展示
  - (3) 啓発リーフレットの配布
    - ・県内全高等学校の卒業予定者全員にリーフレットを配布
    - ・各市町の「はたちのつどい」会場等で新成人にリーフレットを配布
    - ・県内各大学、専修学校、各種学校にリーフレットを配布
  - (4) 出前講座の開催
    - ・県内の中学校や高校、企業で出前講座を実施
  - (5) 広報による啓発
    - ・ラジオ、新聞、広報誌、メールマガジン等で若者向けトラブル情報を発信

## 5 相談窓口

福井県消費生活センター、県内市町消費相談窓口、福井弁護士会、福井県司法書士会